

# 長寿（後期高齢者）医療制度

長寿（後期高齢者）医療の保険料は、被保険者一人ひとりが均等に負担する均等割額と、総所得に応じて負担する所得割額の合計額です。均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われますが、平成21年度以降も均等割額と所得割額が軽減されることになりました。



**保険料の算定方法**

$$\text{年間保険料 (最高限度額 50 万円)} = \text{被保険者均等割額 } 50,935 \text{ 円} + \left( \text{総所得金額等} - \text{33 万円 (基礎控除額)} \right) \times \text{所得割率 } 9.24\%$$

総所得金額等とは、各種所得控除前の金額です。  
均等割額と所得割率は、広域連合ごとに決められた額です。

## ■均等割額の減額

所得に応じて均等割額が軽減されます。

平成20年度は

8.5割 5割 2割 の軽減

平成21年度以降は

9割 7割 5割 2割 の軽減

## ■所得割額の減額

所得に応じて所得割額が軽減されます。

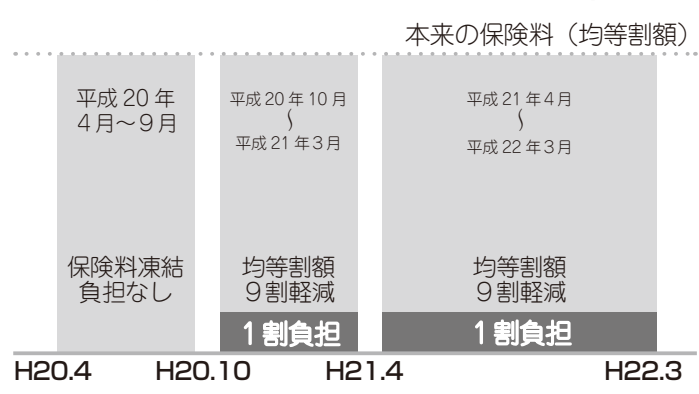
年金収入で153万円以下の人

所得割額の 負担なし

年金収入で153万円から211万円までの人

5割 の軽減

## ■被用者保険の被扶養者だった人の保険料（特別措置）



※加入から2年間は所得割額の負担はありません

**ちょっと疑問!?**

長寿医療制度の疑問にお答えします。

**Q 所得が低い場合はどうなるの？**

**A** 他に所得がなく、年金収入153万円以下の人には、保険料の所得割額はありません。153万円から211万円までの人は一律に5割軽減されます。均等割額も、世帯主と、同居している被保険者の所得を合計した額が低い場合には軽減されます。その軽減の割合は8.5割、5割、2割となっています。平成21年度からは9割、7割、5割、2割の軽減になります。

**Q 被用者保険の被扶養者も保険料を支払うの？**

**A** これまで被用者保険（健康保険や共済組合など）に加入しているご家族に扶養されていた人も75歳になると長寿医療制度に加入し、保険料を支払うこととなります。ただし、急激に負担が増えないよう加入から2年間は所得割額はかからず、均等割額が半額となります。

さらに特別措置として、平成22年3月までは本来の均等割額を9割軽減した1割負担となります。

老人保健制度では、被用者保険の被扶養者は保険料の負担がなく、国民健康保険の世帯員はすべて保険料負担がありましたが、長寿医療制度ではその不公平感の解消を図っています。

\*\*\* 問い合わせ \*\*\*

**鞍手町役場保険健康課 保険年金班** | **福岡県後期高齢者医療広域連合コールセンター**

☎ 42局2111 内線202 | ☎ 092-651-3111 ファックス 092-651-3901

■ 受付時間 保険年金班 8:30～17:15 福岡県後期高齢者医療広域連合 8:30～17:30 (土・日・祝日を除く)